

(別記)

令和5年度下郷町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

下郷町は福島県会津地方南部に位置し、耕地は標高400～700メートルに分布している。会津若松市や白河市への移動時間が30分程度と高速道路へのアクセスに優れているため、主に関東圏へ向けた野菜や花きの出荷が行われているほか、首都圏等からの観光客をメインターゲットとして農産物直売所が運営されていることから、少量多品目の農産物生産が主となっている。町全体の耕作地の50.9%が水田となっており、作付も水稲49.96%、転作作物10.46%、休耕地等39.58%と水稲にやや偏重の傾向にある。水田一枚あたりの面積が小さく、生産性も低いことから、耕作者の多くは自家消費を目的とした小規模農家である。

これまで、特定の転作作物について、産地交付金による高収益作物への転換を推進してきたが、依然として少量多品目生産が主であるため生産性に課題があり、また、排水不良等により品質や収量が安定しないことから、栽培技術の向上だけでなく、コストの低減や高付加価値作物への転換等、収益力強化のための更なる取組が必要である。

また、下郷町の特産品であるそばについても、引続き作付を推進しているものの、水田湿地による発芽不良、連作による生育不良がみられるため、対策を講じる必要がある。

このように、水田農業の収益力強化に向けては、関係機関の連携による栽培技術の普及、特定品目の推進、啓発等の取組が重要となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき福島県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、及び下郷町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、耕作者の所得向上や水田農業の発展等を図るため、所得目標及び経営類型、経営規模、生産方式、経営管理の方法、並びに農業従事の態様等の指標の例等を示しているところである。

下郷町農業再生協議会（以下、「本協議会」という。）においても、これらに準じて適地適作の推進、収益性・付加価値の向上、新たな市場・需要の開拓及び生産・流通コストの低減の推進等に取組むこととし、ここでは具体的な取組方針及び目標として以下の4つを掲げる。

(1) 人・農地プランの実質化と連携した推進等

現在、下郷町では、令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知「人・農地プランの具体的な進め方について」に基づき、人・農地プランの実質化を進めているところであり、本協議会の担い手農家部会を人・農地プランの検討会として位置付けている。引続き下郷町と本協議会が連携して人・農地プランの実質化に取組むこととし、担い手農家部会では、地域の実情に応じた作物選択や高収益作物の導入が図られるよう、人・農地プランの検討を行う。

併せて、町内耕作者に対しては、産地交付金の交付対象となる高収益作物への転換等について、地域の話合い等の機会を活用して推進・提案していく。

(2) 中山間地域等直接支払制度に基づく集落戦略の作成と連携した推進等

集落戦略とは、「協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成する、集落全体の指針」をいう。

令和2年度に開始した中山間地域等直接支払制度第5期対策では、町内10協定が体制整備単価に該当しており、「協定期間中に集落戦略の作成を了する必要」があることから、人・農地プラン同様、集落戦略においても本ビジョンの観点（適地適作の推進、収益性・付加価値の向上等）が反映されるよう、下郷町と本協議会が連携して取組を推進する。

(3) 福島県南会津農林事務所及び下郷町土地改良区と連携した推進等

前節のとおり、排水不良等により品質や収量が不安定となっている事例が散見されることから、収益力強化のため、耕作者への技術的支援や基盤整備事業の実施が必要である。本協議会では、福島県南会津農林事務所及び下郷町土地改良区と連携して、課題の解決を目指す。

(4) 本町独自事業による推進等

本協議会が独自に実施する「頑張る農業支援事業」においては、産地交付金の交付対象となる高収益作物の一部（アスパラガス、トマト、りんどう等）の栽培や、町内直売所を支援しているところである。今後も、本ビジョンの観点等を基に事業を見直しながら、町内耕作者等を支援していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

遊休農地の発生を抑え、農地の多面的機能を保持しつつ、水田の有効利用を図るにあたり、主食用米に代わる土地利用型作物の導入が望まれるところである。

作物の将来性が不透明な中推進することは困難を伴うが、交付対象水田の運用が変更された事からも、畑地化等の不可逆的な取組も含め、生産者に対し周知を行う。

なお、需給状況を踏まえた主食用米の生産削減が継続的に求められているが、本協議会では、これが「町内耕作者全体が危機感を持って今後の水田活用のあり方を考える機会」となり、各耕作者の創意工夫のもと、非食用米等の新しい取組として結実するよう、産地交付金の有効活用を重点的に推進すべき期間と捉えている。

併せて、高齢化が進む中、水稲作付水田と転換作物作付水田のローテーションの効率化のため、集落営農やブロックローテーション等、耕作者間の連携についても、人・農地プランにおける地域の話合いや研修会等により推進することとする。

即ち、重点支援期間（令和3～5年度）は水田機能の維持を図りながら、非食用米やそば等、様々な産地交付金の交付対象作物についての取組を推進することとし、重点支援期間後に、町内優良事例等を鑑みながら、将来的な水田のあり方としての具体的な道筋を示す方針とする。

水稲の作付が多い下郷町において、将来的な水田のあり方と収益力強化は不可分の検討課題である。よって、将来的な水田のあり方についても、前節で掲げた取組方針と一体的に検討を進めることとする。加えて、下郷町と連携することにより、認定農業者に対するフォローアップ調査等を活用した情報収集にあたりるとともに、下郷町農業振興地域整備計画との整合も図る。

水田の利用状況の点検としては、本協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業では、農地が産地交付金の各種要件を満たしているかを現地で確認し、適正に交付金が交付されるよう取組んでいるところである。

引続き、農地が水田としての機能を維持しているかについても点検するとともに、農林水産省が推進している現地確認のICTの導入等により、業務の効率化も図ることとする。

4 作物ごとの取組方針等

町内約703ヘクタール（不作付地を含む）の水田における適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用した作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

売れる米づくりの徹底を推進する。米の需要動向や集荷業者等の意向を勘案した生産を推進することにより、米の主産地としての地位の確保を目指す。特に、福島県南会津農林事務所と連携しながら、中山間地域に適した「里山のつぶ」の推進を図っていくことにより、他地域産米との差別化を図っていく。

(2) 備蓄米

備蓄米を飼料用米に次ぐ転作作物として位置付け、米の需給調整のために推進する。

本協議会の構成員である会津よつば農業協同組合と連携して、制度の周知等を行う。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

新型コロナウイルス感染症等の影響により、将来的な水田のあり方を見直す機会となった。米価回復に向けた取組が継続的に求められていることから、本協議会では、昨年に引き続き、飼料用米を転作作物の中心作物として位置付ける。

主食用米から飼料用米への転換にあたっては、会津よつば農業協同組合及び福島県南会津農林事務所と連携して推進にあたることとし、令和5年度の取組面積24ヘクタールを目指す。

なお、一般品種による飼料用米の取組が大半を占める状況を打開するために、多収品種の導入も検討を進める。

イ 米粉用米

米粉への需要が町内直売所等において一定程度存在するため、米粉用米を転作作物の一つとして位置付ける。

米粉用米の生産拡大として、令和5年度の取組面積1ヘクタールを目指す。

ウ 新市場開拓用米

該当なし。

エ WCS用稲

該当なし。

オ 加工用米
該当なし。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については該当なし。

大豆については、町内に大豆加工者がいることから、マッチングを図りつつ、需要に応じた大豆の作付面積拡大を目指す。

飼料作物については、町内畜産農家との需給のマッチングを図りつつ、水田を有効活用した飼料用トウモロコシや単年性牧草などの作付拡大を目指す。

(5) そば、なたね

そばについては、実需者との契約に基づいた作付面積の着実な増加を目指す。そばは、適度な日照時間と朝晩の寒暖差があり、かつ比較的少雨な地域での栽培に適しており、町内に多数のそば屋があることから、下郷町の特産品として位置づけられている。また、当町在来種から選抜された「会津のかおり」は、福島県のオリジナルブランドとして位置付けられており、今後更なる需要の増加が見込まれる。排水対策の推進により、単収の増加と高品質化を図るとともに、水田の有効活用の観点から土地利用型作物として定着が図られるよう、集団作付による機械化、省力栽培等生産体制の整備に努める。連作による生育不良については、福島県南会津農林事務所が対策等を検証しており、有効な対策等については今後も周知を図っていく。

なたねについては該当なし。

(6) 地力増進作物

該当なし。

(7) 高収益作物

ア 野菜

アスパラガス、トマト、きゅうり、高菜等について、生産基盤の強化及び出荷体制の円滑化を推進することにより、生産性の向上を図る。特に、地域団体商標登録されている「会津田島アスパラ」については、会津田島アスパラ部会をはじめとする関係機関と連携し、更なる生産拡大を目指すこととする。

イ 花き

りんどう、アスター、スターチス等を対象とし、産地交付金を活用することで生産拡大を図る。特に、りんどうは山間高冷地という当町の気候に適しており、転作作物の推奨作物に位置付けられていることから、生産面積の拡大を目指して振興を図っていく。

ウ その他

えごま、花豆（はなまめ）は、山間高冷地の気候を生かした良質生産が可能であることから、水田を生かした作付を推進していく。特に、えごまは必須脂肪酸を多く含み、その作用が注目されていることや、当町の郷土料理にも多く使用されることから需要が高いため、地域特産作物としての生産拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	363.8	0.0	344.8	0.0	344.8	0.0
備蓄米	0.0	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
飼料用米	15.4	0.0	24.0	0.0	24.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.7	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
飼料作物	5.5	0.0	6.0	0.0	6.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	40.6	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	17.3	0.0	21.5	0.0	21.5	0.0
野菜	10.6	0.0	13.0	0.0	13.0	0.0
・アスパラガス	1.7	0.0	2.3	0.0	2.3	0.0
・きゅうり	0.4	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・トマト	3.1	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
・高菜	0.5	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0
・ブロッコリー	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
・その他野菜 (地域振興作物支援対象)	4.9	0.0	5.5	0.0	5.5	0.0
花き・花木	3.8	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
・アスター	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・アルストロメリア	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・クジャクソウ	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
・スターチス	0.3	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0
・ソリダコ	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・リアトリス	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・りんどう	3.1	0.0	3.4	0.0	3.4	0.0
・ヤマユリ	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
果樹	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の高収益作物	2.9	0.0	3.5	0.0	3.5	0.0
・えごま	2.4	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0
・花豆	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
・落花生	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	野菜 ・アスパラガス ・きゅうり ・トマト ・高菜 ・ブロッコリー 花き ・アスター ・アルストロメリア ・クジャクソウ ・スターチス ・ソリダコ ・リアトリス ・りんどう ・ヤマユリ その他の高収益作物 ・えごま ・花豆 ・落花生 (基幹作物)	特産作物生産支援	対象作物の作付面積	(4年度) 野菜 5.7ha 花き 3.8ha その他の高収益作物 2.9ha 計 12.4ha	(5年度) 野菜 6.5ha 花き 5.0ha その他の高収益作物 3.5ha 計 15.0ha
2	野菜 ・かぼちゃ ・ばれいしょ ・さやいんげん ・えだまめ ・なす ・スイートコーン ・ねぎ ・わらび ・さといも ・みょうが ・だいこん ・ピーマン ・シオデ ・サツマイモ ・ふき ・にら ・夕顔 ・はくさい ・たまねぎ ・オクラ ・キャベツ ・すいか ・れんこん ・にんにく ・長いも ・食用ほおずき ・とうがらし ・ししとう (基幹作物)	地域振興作物支援	対象作物の作付面積	(4年度) 3.3ha	(5年度) 5.5ha
3	飼料用米(一般品種、多収品種) (基幹作物)	飼料用米生産支援	飼料用米の取組面積 10a当たりの生産費	(4年度) 飼料用米 15.4ha 79,983円/10a	(5年度) 飼料用米 24.0ha 68,958円/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 福島県

協議会名: 下郷町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	特産作物生産支援	1	5,500円/10a	野菜(アスパラガス、きゅうり、トマト(ミニ、加工用含む)、高菜、ブロッコリー) 花き(アスター、アルストロメリア、クジャクソウ、スターチス、ソリダコ、リアトリス、りんどう、ヤマユリ) その他の高収益作物(えごま、花豆、落花生) (基幹作物)	実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。
2	地域振興作物支援	1	5,400円/10a	野菜(かぼちゃ、ばれいしょ、さやいんげん、えだまめ、なす、スイートコーン、ねぎ、わらび、さといも、みょうが、だいこん、ピーマン、シオタテ、サツマイモ、ふぎ、にら、夕顔、はくさい、たまねぎ、オクラ、キャベツ、すいか、れんこん、にんにく、長いも、食用ほおずき、とうがらし、ししとう) (基幹作物)	実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。
3	飼料用米生産支援	1	5,500円/10a	飼料用米(一般品種、多収品種) (基幹作物)	<ul style="list-style-type: none"> ・実需者との出荷・販売契約等(自家利用は除く)を締結するとともに、収穫・販売を行うこと。 ・多肥栽培を行うこと。 ・省力栽培技術に取り組むこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域再生協議会名

下郷町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
下郷町農業再生協議会	2,014,000	2,014,000	2,011,300

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

2,014,000円

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位) ※3											合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)							
				戦略作物						そば	なたね	他の雑穀作物	高収益作物				その他						
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WOS用米				加工用米	野菜				花き・花木	果樹	その他の高収益作物			
1	特産作物生産支援	1	5,500													352	326		250		928	510,400	
2	地域振興作物支援	1	5,400													335					335	180,900	
3	飼料用米生産支援	1	5,500					2,400													2,400	1,320,000	
	合計(基幹) ※4		実面積					2,400								687	320		250		3,657	2,011,300	
	合計(二毛作) ※4		実面積																			※6	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途については、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階においては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作物、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

次の調整方法に従い単価調整を行う。

- ① 追加配分等の額を超えない限り、整理番号「1」「2」「3」の順で500円/10aを単価に上乘せしていく。
- ② 追加配分等の額を超えない限り、①の処理を繰り返す。ただし、単価への上乗せは、それぞれ20,000円/10aを上限とする。
- ③ 500円未満の残額についても順次活用する。(100円未満切り捨て)

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

次の調整方法に従い単価調整を行う。

- ① 所要額が配分枠内になるまで、整理番号「1」「2」「3」の順で500円/10aを単価を減額していく。
- ② 追加配分枠にの額を超えない限り、①の処理を繰り返す。
- ③ 500円未満の残額についても順次減額する。(100円未満切り捨て)

6. 高収益作物について

えごま、花豆、落花生

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。
注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	下郷町農業再生協議会		整理番号	1（継続 H27）			
使途名	特産作物生産支援						
対象作物	野菜（アスパラガス、きゅうり、トマト（ミニ、加工用含む）、高菜、ブロッコリー） 花き（アスター、アルストロメリア、クジャクソウ、スターチス、ソリダコ、 リアトリス、りんどう、ヤマユリ） その他の高収益作物（えごま、花豆、落花生）（基幹作物）						
単 価	5,500円/10a（上限単価15,000円/10a）						
課 題	<p>当地域の農家の経営傾向としては、少量多品目の小規模経営に偏りが見られるため、南郷トマトを始めとした、産地化が確立した品目のある近隣市町村に比べて収益性に欠けている状態となっている。</p> <p>今までも、高収益が見込める作物については栽培面積を増加させ収入安定を図るべく、産地交付金を活用し目標を設定していたが、令和4年度実績は高齢化による離農等を主因とし、目標達成に至っておらず思うような産地化を図れていない。</p> <p>令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の規制緩和により町内直売所の来客数の増加が見込まれることを踏まえて例年以上に産地交付金を活用した作付けを推進する。</p> <p>具体的には、ビジョン本文2の（1）～（4）に記載した内容に取組む。例えば、人・農地プラン等の地域での話し合いにおいては、収益性の向上についても地域に検討してもらうとともに、（町先進農業者等が構成員となっている）人・農地プラン検討会での意見（地域への助言）等を地域にフィードバックすることにより、地域ぐるみでの収益性の改善に向けた検討・取組を推進し作付面積を拡大させる。</p> <p>単価については、当初単価を5,500円/10a、上限単価を15,000円/10aに変更する。</p>						
目 標	対象作物の 作付面積	目 標	野菜	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			花き	7.0ha	5.5ha	6.0ha	6.5ha
		その他の高収益作物	4.5ha	4.0ha	4.5ha	5.0ha	
		合計	3.5ha	2.5ha	3.0ha	3.5ha	
	実 績	野菜	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		花き	5.2ha	4.3ha	5.7ha	—	
		その他の高収益作物	3.7ha	3.2ha	3.8ha	—	
		合計	2.4ha	2.5ha	2.9ha	—	
合計		11.3ha	10ha	12.4ha	—		
内 容	対象作物雄露地栽培またはハウス栽培で生産を行い、出荷販売を行う取組を支援する。						
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需要者等への出荷販売を目的とし対象作物を生産する農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>2 取組要件 ①実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。 ②植栽してから販売に至るまで一定期間を要する作物については、JA等が示す方針に沿い管理した場合、出荷販売を目的に植栽したものとみなし、交付の対象とする。 ③鳥獣害被害のある農地については、被害防止のための活動を行っていること。</p>						
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者の確認 営農計画書または交付申請書による。</p> <p>2 取組要件 ①出荷契約書・販売伝票・作業日誌等、出荷や販売、収穫を行ったことが分かる書類にて確認及び現地確認を行う。 ②農作業日誌等の管理状況の分かる書類にて確認及び現地確認を行う。 ③農作業日誌や領収書等の書類にて確認及び現地確認を行う。</p>						
成果等の 確認方法	令和5年12月までに、以下の方法で確認する。 ・露地栽培またはハウス栽培における作付面積について、交付対象面積を集計。						
備考	令和5年の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続予定						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	下郷町農業再生協議会		整理番号	2（継続 H27）		
使途名	地域振興作物支援					
対象作物	野菜（かぼちゃ、ばれいしょ、さやいんげん、えだまめ、なす、スイートコーン、ねぎ、わらび、さといも、みょうが、だいこん、ピーマン、シオデ、サツマイモ、ふき、にら、夕顔、はくさい、たまねぎ、オクラ、キャベツ、すいか、れんこん、にんにく、長いも、食用ほおずき、とうがらし、ししとう） (基幹作物)					
単 価	5,400円/10a（上限単価13,000円/10a）					
課 題	<p>当地域は令和2年時点で、水田全体の面積約850haに対し遊休農地が約190haあり、遊休農地率は22.3%となっている。畑に関しては全体約1,290haに対し遊休農地が約650haと50%超の遊休農地率となっていることから、水田の遊休農地の拡大が危惧されている。</p> <p>令和4年度、関係機関等との連携により担い手や後継者等の育成に力を入れたほか、農産物販売ルートの新規開拓など、一丸となった対策を講じたが、新型コロナウイルス感染症の影響による町内直売所等の来客者数の減少を受け、販売の見通しが立たない状況で作付を控える行動があったものと思われ、作付面積が0.5ha減少となった。</p> <p>この問題を食い止めるため、産地交付金を活用し比較的容易な労力で作付等が行える作物の推進を行うことで、遊休農地の発生抑止を図っていたが、依然として作付面積減少の傾向が続いている。令和5年度についても高齢化で厳しい状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症の規制が緩和されたことを踏まえ、担い手や後継者等の育成に取組み継続して農家への支援を行い面積拡大に結びつけていく。</p> <p>単価については、昨今の資材費、燃料費、肥料代の高騰を受け、生産者の経済的負担と作付意欲を維持できるよう協議会として単価を見直し、当初単価を5,400円に設定する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象作物の 作付面積	目標	6.0ha	4.5ha	5.0ha	5.5ha
		実績	4.1ha	3.8ha	3.3ha	—
内 容	対象作物雄露地栽培またはハウス栽培で生産を行い、出荷販売を行う取組を支援する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 実需要者等への出荷販売を目的とし対象作物を生産する農業者又は集落営農組織とする。</p> <p>2 取組要件 ①実需要者へ収穫された該当作物を出荷・販売すること。 ②植栽してから販売に至るまで一定期間を要する作物については、JA等が示す方針に沿い管理した場合、出荷販売を目的に植栽したものとみなし、交付の対象とする。 ③鳥獣害被害のある農地については、被害防止のための活動を行っていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者の確認 営農計画書または交付申請書による。</p> <p>2 取組要件 ①出荷契約書・販売伝票・作業日誌等、出荷や販売、収穫を行ったことが分かる書類にて確認及び現地確認を行う。 ②農作業日誌等の管理状況の分かる書類にて確認及び現地確認を行う。 ③農作業日誌や領収書等の書類にて確認及び現地確認を行う。</p>					
成果等の 確認方法	令和5年12月までに、以下の方法で確認する。 ・露地栽培またはハウス栽培における作付面積について、交付対象面積を集計。					
備考	令和5年の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続予定					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細 (個票)

協議会名	下郷町農業再生協議会		整理番号	3 (継続 R3)		
使途名	飼料用米生産支援					
対象作物	飼料用米 (一般品種、多収品種) (基幹作物)					
単 価	5,500円/10a (上限単価18,000円/10a)					
課 題	<p>当地域の水稻生産は米穀集出荷業者への売り渡しが多数を占めており、供給過剰による米穀価格の下落が心配されていたことから需給調整に努めていた。</p> <p>令和2年から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により需要量の減少が加速したため、水稻生産農家の所得安定のため、現状の転作物への推進以上に水稻生産の際の対策を講じる必要がある。</p> <p>このことから、令和2年まで当地域で取組事例がなかった飼料用米について、産地交付金を活用した取組者の確保を図り、生産コストの低減、労働力の省力化を目標として掲げていくことで、当地域での飼料用米生産の定着を目指すこととした。</p> <p>令和4年度について、農家に対して面談を行ったところ、作付面積15.4haと取組面積の増加につながった。しかし、目標取組面積及び生産費は79,983円/10aと目標を達成できなかった。</p> <p>令和5年度については、県・JA等の関係機関担当者が出席する会議での情報共有をはじめ、地域や耕作者を対象としたセミナーや文書配布の機会を活用した周知を行う。なお、飼料用米の作付は令和3年度から始まったばかりであり、主食用米への振り戻し等が懸念されるため、令和5年の取組の検証を行い必要に応じて要件の追加を検討する。</p> <p>主食用米の生産数量目安が令和5年度は348haであることから、令和4年度実績の15.4haを含めた24haを5年度目標面積とし、生産費については、産地米づくり通信第20号 (令和3年2月、福島県水田農業産地づくり対策推進会議発行) にある飼料用米に係る物財費69,656円/10aを令和4年度の目標とし、以降年間のインフレーションを1%と仮定して、毎年1%ずつの生産費削減を目標として算出した。</p> <p>単価については、昨今の資材費、燃料費、肥料代の高騰を受け、生産者の経済的負担と作付意欲を維持できるよう協議会として単価を見直し、当初単価を5,500円に設定する。</p> <p>令和4年度における定着度が高くなったため、令和5年度は「化学農薬の使用量削減」を加えさらに省力栽培技術のうちいずれかに取り組むことを要件に追加する。</p>					
目 標	飼料用米の取組面積 (うち追加要件を 満たす面積)	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	—	1.51ha	24.0ha 15.4ha (12.3ha)	24.0ha
	10a当たりの生産費 (物財費)	目標	—	—	69,656円/10a	68,958円/10a
		実績	—	75,656円/10a	79,983円/10a	—
内 容	<p>飼料用米生産を行う農家に対して支援。</p> <p>なお、飼料用米については作付の推進を図る必要があることから、県域設定の「飼料用米助成」に上乗せによる支援を行う。</p>					
具体的要件	<p>1 助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象作物の生産に取り組み販売農家又は集落営農組織。 <p>2 取組要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 実需者との出荷・販売契約等 (自家利用は除く) を締結するとともに、収穫・販売を行うこと。 新規需要米取組計画の認定を受けること。 多収品種とは、需要に応じた米の生産・販売に関する要領別紙1の第4の3に定める品種とする。 多肥栽培 (一般品種の施肥量と比較して、窒素成分の施肥量が+3kg以上となる栽培) を行うこと。ただし、地力や生産状況に応じて加減することができるものとする。 化学農薬の使用量削減 ※1 次のいずれかの省力栽培技術に取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 直播栽培 (福島県稲作畑作技術指針に基づく栽培を行うこと) (イ) 疎植栽培 (ウ) 高密度播種育苗栽培 (エ) プール育苗 (オ) 温湯種子消毒 (カ) 効率的な移植栽培 (自動水門による水管理等) (キ) 作期分散 (ク) 土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり (ケ) 効率的な施肥 ※1 (コ) 効率的な農薬処理 (ドローンによる農薬散布等) (サ) 化学肥料の使用量削減 ※1 (シ) (ス) 農業機械の共同利用 (ス) スマート農業機器の活用 (セ) 立毛乾燥による取組 フレコン・バラ出荷による取組 (共同乾燥調整施設等のフレコン・バラ出荷施設の利用を含む) <p>※1 概ね、福島県のエコファーマー認定基準 (福島県持続性の高い農業生産方式導入計画認定要領) に準じる取組み (飼料用米 (専用品種・移植栽培) : たい肥施用量1t/10a、化学肥料施肥窒素量8kg/10a、化学農薬使用回数9回/作期) をいう。</p>					
取組の 確認方法	<p>○下郷町農業再生協議会において、生産者等に対し以下の書類等を確認する。</p> <p>1 助成対象者</p> <p>営農計画書又は交付申請書、出荷契約書、販売伝票、必要に応じて出荷・販売・収穫・肥培管理を行ったことがわかる書類。</p> <p>2 取組要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 実需者との出荷・販売契約書の写し (自家利用の場合は自家利用計画書の提出) 新規需要米取組計画の認定が分かる書類 多収品種であることを種苗の購入伝票から確認する (自家採取の場合同様) 施用量等が分かる書類から多肥栽培の基準を満たしているか確認を行う ア～タのいずれかの取組が分かる書類で確認及び現地確認を行う 					
成果等の 確認方法	<p>○令和5年12月末までに、以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作付面積について、交付対象面積を集計する。 生産費については取組農家に聞き取りを行い集計する。 					
備 考	令和5年の取組の検証を行い、効果が確認できれば次年度以降も継続予定					